香川県小豆郡小豆島町神浦
字外浜　甲六七三番地先道路敷　一号
甲六七二番　二号
甲六七一番　三号
甲七一二番　四号
甲七一六番地先道路敷　五号
甲七五六番地先道路敷　六号
甲七五七番　七号
甲七四九番　八号
乙一九七番　九号から十一号まで
甲七六四番
甲七二四番二地先道路敷　十三号
甲七二〇番　十四号
甲七一一番二　十五号及び十六号
甲六九二番一　十七号
甲六九一番一　十八号
甲六九〇番二地先道路敷　十九号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西条西川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県小豆郡小豆島町神浦
字松山　甲五八七番地先道路敷　一号から三号まで
甲五八九番　四号及び五号
甲五九四番　六号
甲六〇九番地先道路敷　七号及び九号
八号
甲六〇九番　十号
甲六一四番地先道路敷　十一号
甲六二四番　十二号
甲六二五番二　十三号
甲六三〇番　十四号及び十五号
甲六三五番　十六号
甲六三九番二地先道路敷　十七号
甲六四一番一　十八号
甲六五一番　十九号及び二十号
甲六五三番地先道路敷
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
深田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から金倉川合流点までの区間の深田川の中心線から左右各岸九メートルまでの土地の区域（昭和二十年内務省告示第二百二十三号で指定した土地の区域を除く。）
香川県仲多度郡まんのう町吉野
字黒見　三二二六番一地先道路敷　一号及び二号

○国土交通省告示第六百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年六月二十四日
国土交通大臣　大畠　章宏
一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
市原谷川右一号谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県多可郡多可町加美区市原字西ノ山
六九二番五三から六九二番五六まで
六九二番一〇四及び六九二番一六六
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和十三年内務省告示第四百七十三号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県多可郡多可町加美区市原字西ノ山
六九二番一二六　一号及び二十号
六九二番四七　二号、三号、十六号及び十七号
六九二番五三　四号及び五号
六九二番五六　六号
六九二番一三一　七号及び八号
六九二番一二八　九号
六九二番一三〇　十号
六九二番五九　十一号から十三号まで
六九二番一二九　十四号及び十五号
六九二番四五　十八号及び十九号

○観光庁告示第十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。
平成二十三年六月二十四日
観光庁長官　溝畑　宏
一　登録年月日　平成二十三年五月十九日
二　登録番号　第三十四号
三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社ジェイティービーサポートプラザ
四　住所　大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目一番二十五号　ＪＴＢビル４Ｆ
五　研修業務を行う事務所の所在地　大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目一番二十五号
六　法人にあってはその代表者の氏名　堀　道晴

○防衛省告示第百四十九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。
平成二十三年六月二十四日
防衛大臣　北澤　俊美

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十三年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後七時まで 二区域 平成二十三年九月一日から同年十一月五日までの間、毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業の禁止

○防衛省告示第百五十号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。
平成二十三年六月二十四日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十三年七月八日（予備、同月九日）の一〇〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十一号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。
平成二十三年六月二十四日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十三年七月十五日（予備、同月十六日）の一〇〇〇から一七〇〇まで